

3食生第217号  
令和3年(2021年)8月6日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（小麦中のデオキシニバレノールに係る基準値の設定）（通知）

このことについて、令和3年7月30日付け生食発0730第7号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
--